

広島県告示第千二百四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第八項の規定によつて、昭和四十六年広島県告示第八百二十三号で指定した次の鳥獣保護区は、令和五年十月三十一日指定を解除する。

令和五年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

横倉鳥獣保護区、千田町鳥獣保護区